

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請	(循環型社会推進課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○肥料の登録	(農産園芸環境課)	二
○肥料の登録有効期間の更新	(同)	二
○肥料の登録の失効	(同)	三
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	三
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	五
○都市計画変更案の縦覧(四件)	(都市計画課)	五
○都市計画事業の認可	(同)	六
○都市計画事業の事業計画変更の認可(四件)	(同)	六
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	八
教育委員会		
○宮城県指定有形文化財の指定		九
○宮城県指定無形民俗文化財の指定		一〇
○宮城県指定有形文化財の指定の解除		一〇
○宮城県告示第百五十三号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び		

告 示

維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。
平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 前田道路株式会社

2 所在地 東京都品川区大崎一丁目十一番三号

3 代表者の氏名 代表取締役 鈴木 完二

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県亶理郡亶理町逢隈小山字西山十五番一、十五番二十

三 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類の破碎施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

五 申請年月日

平成二十八年十月十三日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所(塩釜保健所岩沼支所)

2 縦覧期間 平成二十九年二月二十一日から平成二十九年三月二十一日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十九年四月四日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所(塩釜保健所岩沼支所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第百五十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五〇八〇〇〇三二	事業所の名称及び所在地 バンビ・アイランド 角田市佐倉字上土浮 六十九一	指定障害児通所 支援の種類 放課後等デイサ ービス	設置者名 エーシーイー 株式会社	指定年月日 平成二十九年 二月一日
---------------------	---	------------------------------------	------------------------	-------------------------

○宮城県告示第百五十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日 平成二十九年 一月十一日	登録番号 (宮城県) 第六〇〇号	肥料の種類 副産石灰肥料	肥料の名称 東北かきがら副 産石灰	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格 含有を許される有害成分の 最大量は公定規格のとおり	生産業者の氏名 又 は 名 称 吉澤石灰工業株式 会社	生産業者の住所 東京都中央区日本橋小舟 町三番二号	有効期限 平成三十五年 一月十日
--------------------------	------------------------	-----------------	-------------------------	------	-------	------	-------	--	--------------------------------------	---------------------------------	------------------------

○宮城県告示第百五十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日 平成二十八年 十一月一日	登録番号 (宮城県) 第四〇三三	肥料の種類 消石灰	肥料の名称 65消石灰	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 又 は 名 称 宮城石灰工業株式 会社	生産業者の住所 宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六番地	有効期限 平成三十四年 十二月九日
平成二十八年 十一月一日	第四〇四号	消石灰	70消石灰				七〇・〇		宮城石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六番地	平成三十四年 十二月九日
平成二十八年 十二月十九日	第五三七号	消石灰	70消石灰				七〇・〇		東和石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六番地	平成三十五年 一月十九日
平成二十八年 十二月十九日	第五三九号	消石灰	68防散消石灰				六八・〇		東和石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六番地	平成三十五年 一月十九日

平成二十八年 十二月十九日	第五四〇号	炭酸カルシウム 肥料	53炭酸カルシ ウム肥料				五三・〇	その他の制限事項は公定規 格のとおり	東和石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六番地	平成三十五年 一月十九日
------------------	-------	---------------	-----------------	--	--	--	------	-----------------------	----------------	-------------------------	-----------------

○宮城県告示第百五十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効し
た。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所
				窒素全量	りん酸全量	加里全量			
平成二十八年 十月二十六日	第四〇一号	炭酸カルシウム 肥料	53炭酸カルシ ウム肥料					宮城石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番 地
平成二十八年 十二月十六日	第五三八号	消石灰	65顆粒消石灰				六五・〇	東和石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番 地

○宮城県告示第百五十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十八年十一月～平成二十九年一月分

特殊肥料 名料	生産業者、輸入業者若し くは販売業者又は表示者	届出名 (及び商品名)	検査の結果							備考		
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	TCu(mg/kg)	TZn(mg/kg)	TCaO(mg/kg)	C/N		水分(%)	その他 の検査
堆肥	農事組合法人しわひめス ワイン	パワーコンポエース	一・九五	六・一五	一・一五	四八三	一四〇八		七・一	五三・二		立入年月日 平成二十八年十 一月二十一日
堆肥	有限会社アグリテック宮 城	牛ふん堆肥	〇・五二	〇・四六	〇・六七				二〇・五	六三・七		立入年月日 平成二十八年十 一月二十二日
堆肥	有限会社アグリテック宮 城	パーク堆肥	〇・六六	〇・三六	〇・五一				二〇・八	六一・九		立入年月日 平成二十八年十 一月二十二日
堆肥	株式会社栗原農場	とん太くん	三・七四	七・三六	一・七九	四二八	一一二八		五・五	三三・五		立入年月日 平成二十八年十 一月二十二日

堆肥	(一社) 加美町畜産公社	エコ堆くん	三・一二	一・九四	二・五七			五・五	三八・八	立入年月日 平成二十八年十 月二十四日
堆肥	有限会社環境農業漁業推 進協会	蘇生	二・八九	三・九九	二・五七	四七二		七・〇	二三・六	立入年月日 平成二十八年十 月二十四日
堆肥	E C O有機利用組合	たい肥	〇・八〇	〇・九九	一・二三			一〇・七	六一・〇	立入年月日 平成二十八年十 月二十五日
堆肥	プライフーズ(株) 宮城 農場	豚ぶん堆肥	二・一六	四・七一	一・八八	一六七	一一九三	一一・〇	三三・六	立入年月日 平成二十八年十 月二十五日
堆肥	株式会社栗駒ファーム	とり&とんユーキ	二・一八	四・八三	三・二四	一七二	七九九	一〇・〇	三二・〇	立入年月日 平成二十八年十 月二十八日
堆肥	株式会社栗駒ファーム	醃酵鶏ふん	二・八四	四・〇四	三・一一		四六九	八・〇	二七・〇	立入年月日 平成二十八年十 月二十八日

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

二 分析値は、T N i窒素全量、T P r iりん酸全量、T K i加里全量、T C u i銅全量、T Z n i亜鉛全量、T C a O i石灰全量、C / N i炭素窒素比、水分 i 水分含有量

○宮城県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 田尻瀬峰線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
栗原市瀬峰新堀一九二番一地从先から 同市瀬峰牛淵前四五番地先まで	前	一〇・五	一三一・一	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を
	後	一四・七	一三八・一	

後A	一〇・五	一三一・一	いう。
	一四・七		

○宮城県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鹿島台高清水線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
変更の区間	前			
	後			

遠田郡美里町青生字水越浦一四四番一 地先から 同郡同町北浦字船入一番地先まで			
後	前	後	前
B	A	七・八 一四・二	七・八 一四・二
三・〇 七・二	七・八 二五・〇	三四七・九	三四七・九
三〇・一	三四七・九	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	

○宮城県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鹿島台高清水線	遠田郡美里町青生字水越浦一四四番地一地从先から同郡同町北浦字船入一番地先まで	平成二十九年二月二十一日

○宮城県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、気仙沼都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

気仙沼都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び気仙沼市役所（都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十九年二月二十一日から平成二十九年三月七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志津川都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

志津川都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び南三陸町役場（復興市街地整備課）

四 縦覧期間

平成二十九年二月二十一日から平成二十九年三月七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、亶理都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

<p>巨理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>二 都市計画を変更しようとする土地の区域</p> <p>巨理都市計画区域</p> <p>三 縦覧場所</p> <p>宮城県庁（土木部都市計画課）及び巨理町役場（都市建設課）</p> <p>四 縦覧期間</p> <p>平成二十九年二月二十一日から平成二十九年三月七日まで</p> <p>五 注意事項</p> <p>意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。</p> <p>○宮城県告示第百六十五号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、山元都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十九年二月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 都市計画の種類</p> <p>山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>二 都市計画を変更しようとする土地の区域</p> <p>山元都市計画区域</p> <p>三 縦覧場所</p> <p>宮城県庁（土木部都市計画課）及び山元町役場（まちづくり整備課）</p> <p>四 縦覧期間</p> <p>平成二十九年二月二十一日から平成二十九年三月七日まで</p> <p>五 注意事項</p> <p>意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。</p> <p>○宮城県告示第百六十六号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十九年二月二十一日</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称</p> <p>仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類</p> <p>仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称</p> <p>三・二・十号南小泉茂庭線</p> <p>三 事業施行期間</p> <p>平成二十九年二月十三日から平成三十七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 取用の部分</p> <p>宮城県仙台市若林区舟丁、堰場及び太白区根岸町地内</p> <p>2 使用の部分</p> <p>左岸 仙台市若林区堰場地内</p> <p>右岸 仙台市太白区根岸町地内</p> <p>○宮城県告示第百六十七号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十九年二月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称</p> <p>仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類</p> <p>仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称</p> <p>三・三・十六号宮沢根白石線</p> <p>三・三・百五十二号八乙女折立線</p> <p>三・一・六号鶴ヶ谷中山線</p> <p>三 事業施行期間</p>
---	--

「平成十四年五月十日から平成二十九年三月三十一日まで」を
「平成十四年五月十日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・一・一号元寺小路福室線

「三・三・十八号原町広岡線」を

「三・三・十八号五輪連坊線」に変更する。

三 事業施行期間

「平成十四年五月十日から平成二十九年三月三十一日まで」を

「平成十四年五月十日から平成三十六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備

局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・五・百九十号 植松田高線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

石巻駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十六年十二月二十六日から平成三十一年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

都市計画事業の認可(平成二十六年十二月二十六日宮城県告示第五十八号)の事業地のうち、一部を変更する。

○宮城県告示第七十一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年二月十日	阿部 萬治	二級建築士	第二百四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	尾形 周藏	二級建築士	第二百号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	伊藤 憲太	二級建築士	第九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	鈴木 太郎	二級建築士	第八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	高橋 勝吉	二級建築士	第七十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	鈴木 文之	二級建築士	第六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	赤井 貞	二級建築士	第六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	仲島 徳太	二級建築士	第五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	庄司 虎二	二級建築士	第三十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐藤 今朝	二級建築士	第二十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	庄子 栄七	二級建築士	第八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	氏 名	一級建築士、二級建築士の別	登録番号	免許取消しの理由

平成二十九年二月十日	遊佐 雄之	二級建築士	第一千九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐藤 喜三	二級建築士	第一千五百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	黒澤 三治	二級建築士	第九十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	野川 隼人	二級建築士	第八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	庄子 稻藏	二級建築士	第七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	小山 哲雄	二級建築士	第九百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	鈴木 冬吉	二級建築士	第九百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	八巻 多都	二級建築士	第九百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐藤 清喜	二級建築士	第九百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	菅沼 伊一	二級建築士	第八百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	金野 与三	二級建築士	第六百八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	笹野 円治	二級建築士	第六百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	齋藤 勇	二級建築士	第五百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	沼田 喜久	二級建築士	第五百四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	岩金 勘藏	二級建築士	第四百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	一佐々木 豊	二級建築士	第四百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	高橋 幸助	二級建築士	第三百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	菅野 勝次	二級建築士	第三百五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	熊谷 重雄	二級建築士	第三百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	曳地 房志	二級建築士	第二百六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年二月十日	田口 嘉太	二級建築士	第二千五百九十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	笹 勝三	二級建築士	第二千五百五十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	菅井 金治	二級建築士	第二千三百五十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	田口 十吉	二級建築士	第二千三百四十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	阿部 安治	二級建築士	第二千三百一十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	武田 喜一	二級建築士	第二千三百号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐藤 登	二級建築士	第二千二百八十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	千葉 久	二級建築士	第二千二百六十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐藤 留次	二級建築士	第二千二百五十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	松木 清	二級建築士	第二千二百五十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	宮東 繁一	二級建築士	第二千二百一十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	松尾 善三	二級建築士	第二千二百四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	長田 寿	二級建築士	第二千七百七十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐々木 勝雄	二級建築士	第二千四百七十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	菅井 文雄	二級建築士	第二千七百七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	庄司 久三	二級建築士	第九百九十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	近藤 要	二級建築士	第九百八十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	佐藤 数衛	二級建築士	第七百五十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	早坂 十郎	二級建築士	第五百三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	吉々木 廣	二級建築士	第二百一十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

教育委員会

平成二十九年二月十日	中野 順平	二級建築士	第二千六百五十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	伊藤 卯三	二級建築士	第二千六百五十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	山内 秀夫	二級建築士	第二千六百九十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	渡辺 久右	二級建築士	第二千七百八十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	眞野 茂	二級建築士	第二千九百四十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	高野 辰治	二級建築士	第三千二百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	瀬野尾 兼吾	二級建築士	第三千三百二十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	黒崎 勘四	二級建築士	第三千四百五十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	田村 栄吉	二級建築士	第四千八百号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月十日	安細 廣志	二級建築士	第九千三百一十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

○宮城県教育委員会告示第四号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第三條第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を宮城県指定有形文化財に指定する。

平成二十九年二月二十一日

宮城県教育委員会

種別	名称	員数	構造及び形式	所在地	所有者
有形文化財 (建造物)	旧大沼家住宅	十棟	土蔵造、 桁行七・四メートル 梁間六・七メートル 附二階建、切妻造、棧瓦葺 棟札三枚 明治七年の銘二枚 大正三年の銘一枚 店巻直帳 店普請帳 大正三年の記	村田町村田字 町一九一	村田町

居宅
 桁行一四・六メートル
 梁間九・九メートル
 一部二階建、奇棟造、北面片
 流れ屋根、棧瓦葺及び鉄板
 葺、南面玄関・西面浴室便所
 附属、鉄板葺
 前座敷
 建築面積八四・八九平方メー
 トル
 一部二階建、奇棟造、一部切
 妻造及び入母屋造、棧瓦葺及
 び鉄板葺
 附 普請帳前座敷修繕一
 冊
 昭和五年の記
 内蔵
 土蔵造
 桁行九・一メートル
 梁間四・二メートル
 二階建、切妻造、棧瓦葺、南
 面庇付、鉄板葺
 新蔵
 土蔵造
 桁行七・三メートル
 梁間三・六メートル
 二階建、切妻造、鉄板葺
 附 雜箱一個
 銘 文政十一年の銘
 銘札一枚
 明治三十三年の銘
 西蔵
 土蔵造
 桁行七・三メートル
 梁間四・二メートル
 二階建、切妻造、鉄板葺
 附 銘札一枚
 明治十一年及び明治
 三十五年の銘
 味噌蔵
 土蔵造
 桁行七・三メートル
 梁間四・二メートル
 二階建、切妻造、鉄板葺
 附 銘札一枚
 嘉永六年及び明治三
 十五年の銘
 塩蔵
 土蔵造
 桁行四・六メートル
 梁間三・六メートル
 二階建、切妻造、鉄板葺
 附 銘札一枚
 嘉永六年及び明治三
 十五年の銘
 作業場
 桁行九・一メートル
 梁間七・三メートル
 平屋建、切妻造、鉄板葺
 附 棟札一枚
 昭和六年の銘
 門
 一間薬医門
 折れ曲がり延長七・四メー
 ル、鉄板葺
 棧瓦葺、南北普戸付袖拂附属、
 折れ曲がり延長七・四メー
 ル、鉄板葺

土地 一、二〇四・四七平方メー
 トル
 風呂場、裏門袖拂附属、屋敷神
 玉垣石灯笼附属、石敷通路含む

○宮城県教育委員会告示第五号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第二十二條第一項の規定により、次の表に掲
 げる文化財を宮城県指定無形民俗文化財に指定する。

平成二十九年二月二十一日

宮城県教育委員会

種 別	名 称	所 在 地	保 持 団 体
無形民俗文化財	上沼加茂流法印神 楽	登米市中田町上沼字八幡山 上 沼八幡神社	上沼法印神楽神議会
無形民俗文化財	松圍虎舞	気仙沼市唐桑町松圍	松圍虎舞保存会
無形民俗文化財	浪板虎舞	気仙沼市浪板	浪板虎舞保存会

○宮城県教育委員会告示第六号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第四條第一項の規定により、次の表に掲げる
 宮城県指定有形文化財の指定を解除する。

平成二十九年二月二十一日

宮城県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像	一軀	東京都港区六本木六丁目 六の九	ロンドンギャラリー株式 会社